

I. 該非判定結果について

1. 該非判定結果リストは、最新の外為法の輸出令の別表第1の1～15項、外為令別表の1～15項について判定した結果を製品型番ごとに記載しております。
2. 判定結果は、以下のとおりに区分しております。
該 当 : 規制スペックを超えており、かつ、規制対象となる品目。
非該当 : 規制対象品目であるが、規制スペックには及ばないもの。
対象外 : 規制対象品目でないもの。
3. 記載の製品は、輸出令別表第1または、外為令別表の16項（キャッチオール規制）に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国及び用途・需要者をご確認いただき、規制要件に該当する場合は、輸出許可の取得等、適切な手続きをお願いします。
4. 該非判定結果は2024年9月8日施行の改正法令に準拠しています。
5. 弊社が提供する情報は、輸出令または外為令にもとづく判定情報であり、製品の機能について保証するものではありません。

II. 米国輸出管理規制（EAR）判定結果について

1. 弊社製品、および日本国内総代理店であるDigital Forecast社、advoli社、AVMATRIX社の製品は、輸出先国・地域が米国輸出管理規則で定める禁輸国および制裁対象国である、キューバ、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、ロシアおよびベラルーシ、スーダン、シリア、ウクライナのクリミア半島、ドネツク、ルハンスク地域以外を除き、EAR対象外です。

III. 該非判定結果リストの取り扱いについて

以下の内容について内容について予めご了承のうえ、本情報をご利用ください。

1. 記載の製品は、弊社製品、および日本国内総代理店であるDigital Forecast社、advoli社、AVMATRIX社、Blustream社の製品に限ります。カテゴリー毎に分類しております。
【カテゴリー】

1. 業務用液晶ディスプレイ	8. ケーブル
2. タッチパネル搭載 業務用液晶ディスプレイ	9. Digital Forecast社製品
3. 組込み用液晶ディスプレイ	10. advoli社製品
4. IP65対応組込みモニター	11. AVMATRIX社製品
5. フィールドモニター	12. ディスプレイ向けオプション品
6. デジタルサイネージ	13. 撮影機材向けアクセサリ
7. mabco 延長・分配・切替 関連製品	14. Blustream社製品
2. 該非判定結果は製品一式での判定結果となります。添付品および弊社WEBページからダウンロード可能なアプリケーションソフトウェアについての個別判定は致しておりません。
3. 該非判定結果リストは、WEBページ「該当判定について」（<http://www.ad-techno.com/support/rece/index.html>）に記載の同意文にご同意の上、ご利用ください。
4. 判定した製品は、日本国内専用製品です。お客様が製品を日本国外へ持ち出す場合には、当該国において製品に適用される製品規格、法令上の規制等をお客様自身にて必ずご調査頂きますようお願い致します。
5. 判定した製品を日本国外で使用された場合、弊社では一切の責任を負いかねます。弊社が提供する情報に関連して生じた、直接的、あるいは間接的損害を含む全ての損害について、責任を負うことはできませんので、自己責任のもとに弊社情報をご利用ください。
6. 輸出通関費用としてご利用の場合は、PDFを印刷の上、対象製品の「輸出対象」欄にマークをしてご使用ください。このリストをもって、該非判定書とさせていただきます。
7. 項目別対比表、パラメータシート、EAR判定書、原産国証明書の発行は行っておりませんので、ご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エーディテクノ 技術部

メールアドレス：support@ad-techno.com

該非判定結果リスト：4. IP65対応組込みモニター

「2024年9月8日施行 政省令改正に対応」

輸出対象	型番	製品名	該非判定		
			判定結果	判定項番	
				輸出令	外為令
	KE070A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE070AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE070AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE080A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE080AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE080AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE101A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE101AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE101AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE120A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE120AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE120AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE150A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE150AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE150AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE170A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE170AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE170AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE190A	前面IP65対応パネルマウント型 組込み用液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE190AP	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(静電容量)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外
	KE190AR	前面IP65パネルマウント型 組込み用タッチパネル(抵抗膜)液晶モニター	非該当	7項 (10) 第6条十号 8項 第7条	対象外